

平成 18 年 3 月 24 日規程第 3 号  
改正 平成 19 年 10 月 22 日規程第 8 号 (イ)  
改正 平成 20 年 6 月 1 日規程第 6 号 (ロ)  
改正 平成 21 年 3 月 31 日規程第 5 号 (ハ)  
改正 平成 24 年 3 月 23 日規程第 1 号 (ニ)  
改正 令和元年 7 月 29 日規程第 11 号 (ヌ)

## 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構物品等入札・契約手続運営委員会の設置に関する規程

(目的)

**第 1 条** 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）が発注する物品・不動産の買受け、借受け、売払い及び役務の提供（以下「物品買受け等」という。）の契約相手方の選定の公正を確保し、契約手続きの厳正な運営を図るため、機構に物品等入札・契約手続運営委員会（以下「物品等運営委員会」という。）を設置する。

(調査審議事項等)

**第 2 条** 物品等運営委員会の調査審議の対象とする契約は、次の各号に定めるものとする。

- 一 予定価格が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構契約事務取扱規程（平成 17 年規程第 23 号。以下「契約事務取扱規程」という。）第 22 条第 4 号に定める金額を超える物品買受け等（イ）
- 二 前号に掲げるもののほか、物品等運営委員会が必要と認めたもの

2 物品等運営委員会は、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- 一 一般競争入札に付そうとする場合における競争参加資格の決定及び競争参加資格の有無に関する事
- 二 指名競争に付そうとする場合における競争参加者の選定に関する事
- 三 随意契約によろうとする場合における見積依頼の相手方の決定に関する事。ただし、契約事務取扱規程第 22 条第 8 号イ、ロに該当する契約は除く。（ヌ）
- 四 前各号に掲げるもののほか、物品等運営委員会が必要と認めた事項に関する事

3 物品等運営委員会の調査審議の対象となる契約については、物品等運営委員会の調査審議を経なければ契約手続きを行うことができないものとする。

(物品等運営委員会の構成等)

**第 3 条** 物品等運営委員会の委員は、経理部長、総務部企画審議役、企画部企画審議役、関西業務部企画審議役及び経理部経理課長とする。（ロ）（ハ）

2 物品等運営委員会の委員長は、経理部長とし、委員長があらかじめ指定する委員は、

委員長に事故があるときにその職務を代理する。

- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の意見を求めることができる。

(開催)

**第4条** 物品等運営委員会は、委員長が必要と認めるときに随時開催する。

- 2 委員会の定足数は、3名とする。(ハ)

(庶務等)

**第5条** 物品等運営委員会の庶務は、経理部経理課が行う。

- 2 物品等運営委員会の調査審議に付す業務を担当する課は、物品等運営委員会の調査審議に必要な書類を作成し、あらかじめ経理部経理課に提出するとともに、物品等運営委員会の求めに応じて当該書類に関する説明を行うものとする。

(雑則)

**第6条** この規程に定めるもののほか物品等運営委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が物品等運営委員会に諮って定める。

- 2 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構資金調達及び金融機関等選定審査委員会の審議の対象となる契約については、この規程を適用しない。(ニ)

## 附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

## 附 則 (イ)

この規程は、平成19年10月23日から施行する。

## 附 則 (ロ)

この規程は、平成20年6月1日から施行する。

## 附 則 (ハ)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

## 附 則 (ニ)

この規程は、平成24年3月23日から施行する。

## 附 則 (ヌ)

この規程は、令和元年8月1日から施行する。